

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第

卷九十二第

行發日一月十年四和昭

論叢

百貨店稅論

法學博士 神戶 正雄

我國^{に於ける}生命保險業の首唱

文學博士 三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士 米田庄太郎

時論

地租の改正を論ず

經濟學博士 沙見 三郎

說苑

景氣變動と日本資本主義の發生

經濟學士 谷口 吉彦

預金通貨の造出^{するに關する}通説と新説

經濟學士 小川福太郎

明治政府の貸附金

經濟學士 吉川 秀造

雜錄

獨逸農業の現状

經濟學士 八木芳之助

「獨立財源」の意義に就て

經濟學士 中川與之助

經濟統計^{に關する}國際條約に就て

經濟學士 有井 治

禁漁制度について

經濟學士 岡本 清造

近着外國經濟雜誌主要論題

禁漁制度について (二)

岡本清造

第一 禁漁制度の意義

茲に一般的の考察に入らむとする對象は、國民の漁業的活動に對して行はるゝ、國家的統制の一面に屬する禁漁の制度である。謂ふ所の禁漁制度とは、國民の漁業的活動に於ける自由に對する制限的干涉として自らを表現する所の國家的施設の一體系を意味する。國家が國民の漁業的活動に對して示せる態度を歴史的に觀れば（英吉利漁政史に於て特に著しく看取することを得る）大凡三に分たれる。重商主義の時代にありては、近代的國家創成の大目的は、國家をして國民的漁業樹立の政策を立てしめ、國家は國民の漁業的活動に直接的なる保護獎勵と制限干涉との態度を示したのであるが、次で自由主義の時代に入るや、國家は國民の漁業的活動に對する直接的關與の手を引き、漁業は、如何なる時期に如何なる場所に於て如何なる漁具・漁法を以てなさるゝも、漁業者各個の自由に放任せられた。然るにこの時代に於ける漁業の著しき發展は漁業界に新なる問題を生ぜしめ、再び國家をして國民の漁業的活動に何等かの干涉を企てしむるに至つた。近代

的立法に於ては、何れの國もその國民の漁業的活動を漁業者各個の自由に放任することなく、何等かの形に於てその自由を制限せむとするの施設を有する。斯くの如き施設の一體系を稱して禁漁制度といふ。

國家が國民の漁業的活動の自由を制限するに於て採用する所の施設は、その成立の過程に着眼すれば、二つに分つて考へられる。一は、即ち、國民の漁業的活動に參與する自由に對する制限である。水面は土地とは異り、一般的にはその上に個人的所有權が成立することなく、水面の利用は人間の自由に解放せられてゐる。水面の漁業の利用に於ても亦然り、何人と雖も自由な漁業的活動に參與することを得るを以て原則とする。然るに國家はこの原則を制限し、一定種類の漁業を以て禁止的漁業と定め、この種の漁業を國民の前に開放せず、國民のこの種の漁業に従事することを禁止する。斯くの如き禁止は絶對的なるものと相對的なるものとあり、相對的なるものに在りては、一定の條件の下に於てこれを營まんとする者に許可又は免許せら

れる。漁業の成立に特に許可又は免許なる行政處分を要すとせらるゝ點に着眼して、この種の漁業は許可漁業又は免許漁業と稱して自由漁業と區別せられ、又この種の漁業を一體系として觀察すれば、漁業の許可制度又は免許制度として、次に述ぶる單なる禁漁制度とは區別せられる。二は、即ち、原則的に國民の參與の自由が開かれたる漁業に於て、又は許可或は免許によりて成立したる漁業に於て、國民の享受する漁業的活動の自由に對する制限・禁止である。斯かる自由の制限たるや常に國家權力を伴ふものにして、この國家的施設の一體系を以て禁漁制度と呼ぶ。禁漁制度は、故に、國家權力に基礎づけらるゝ點に於て、漁業者各個人間の自由意思に基く漁業活動の禁止・制限から區別せられる。次に禁漁制度は、後に述ぶるが如き國民經濟政策的目的を有する。即ち、水界の漁業的價値を永久に維持し、漁業者の漁利享受の機會を均等ならしめんとする目的を有する。この點について禁漁制度は、經濟政策的目的以外の目的に出づる、國民の漁

業的活動の禁止・制限とは、區別せられる。最後に禁漁制度は、水界の漁業的價値の恒久的維持を目的とするとはいへ、その客體が國民の漁業的活動たる點に於て、他の水界の漁業的價値維持の施設とは區別せられ、又消極的に國民の漁業的活動の自由の禁・制によつて水界の漁業的價値を維持せむとする點に於て、積極的な漁業的價値増進の施設とは異なる。

以上を要約して、禁漁制度とは、水界の漁業的價値を恒久に維持し、漁利の普遍的享受を實現するため、國民の漁業的活動の自由を禁止・制限する國家的施設の體系である、と定義することが出来る。

第二 禁漁制度の存在理由

國家が國民の漁業的活動の自由を禁制するは、漁業に於ける國民經濟的目的に出づる場合と、然らざる場合とがある。國民經濟的目的以外の目的は種々雜多である。宗教的意義より漁業の禁制せらるゝ場合、保健衛生の見地より漁業の禁制せらるゝ場合、或は國防又

は軍事上の必要あるによつて漁業の禁制せらるゝ場合、學術研究その他の調査の必要あるによつて禁制せらるゝ場合、或は他の産業部門との關係に於て、例へば、船舶の航行・碇泊・繫留の必要のため、又水底電線敷設等一般公益との關係に於て、漁業の禁制せらるゝ場合の如きは、いづれも漁業に於ける國民經濟的目的以外の目的に出づるものである。吾々の問題とする禁漁制度は、漁業に於ける國民經濟政策的目的より出づる國民の漁業的活動の自由の制限・禁止の制度である。

禁漁制度の目的は、一に國民の漁業的利益の現在將來平均の原則と、二に國民の漁業的利益に對する機會均等の原則とにある。前者は漁業的活動の對象たる水族の恒久的保存の見地に立ち、後者は漁業關係に於ける社會政策的觀點に立脚する。何れの原則も、漁業的利益の非無限性即ち水族の非無盡性なる事實と、漁業に於ける天然資源の非個人的所有制なる事實とに基礎づけられ、國民の漁撈能力の發展に條件づけられる。

凡そ現時に於ても、漁業は一般的に、それに於ける人間労働と労働對象との關係に着眼すれば、採取的産業にして、人間は自ら播かず耕さざる所に於て收穫し、資源の還元はこれを全く自然的作用に委ねる。故に一定區域の水面について見れば、人間の漁撈力と水界資源の自然的還元力との間に均衡を失するに至らば、該水面區域の生産性は漸減する。人間の漁撈力發展に伴ふ水界生産性遞減の傾向は、區劃的の狹隘なる水界に於て著しく現はれる。海洋の生産性の無盡藏、非無盡藏の議論は、トロール漁業の發達と共に論議せられたる所であるが、假令一部論者の説くが如くに生物學的には無盡藏なりとしても、經濟學的意義に於ける生産性遞減の現象は海洋に於ても現はれる。即ち水界生産性遞減の傾向は、河川湖沼等比較的に面積の限られたる水界(淡水漁場)及び海洋に在りては内灣又は沿岸(沿岸漁場)より漸次外洋に向つて波及し、従つて禁漁制度も、水族の非無盡性の最も明に現はれ且つ最も深く意識せられたる淡水漁場並びに内灣・沿岸漁場

に於て夙くより成立し、漸次高海にも擴張せられつゝある。(高海に於ける禁漁施設は國際的意義を有することが多い。)禁漁の施設は、故に、人間の原始生活の簡單なる漁撈より近代的漁業の複雑にして漁撈力の大きな組織に進展する過程に於て、水界資源の自然的還元力と人間の漁業的労働・資本との間の比例關係を適當ならしめんとする一の適應手段にして、その目的とする所は、水界の生産性を保持し、その國民經濟的價値を確保せむとする點にある。されば禁漁制度の存在理由の一は、特に過去及び現在に於ける水界の現實の漁業の利用に比較してその將來に於ける生産(漁業的利用)の可能性如何を考慮し、漁業に於ける自然的生産要素を慎重に管理し、合理的なる禁制を國民に強制し、水界資源の永久的利用を期すると共に、水界の漁業的資源の自然的還元を促進し、以て國民の漁業生産力を維持し、國民の自然的遺産の價値を保持するにある。水界資源の保持は、先づ水界資源の過去及び現在の過度の利用の認識に基き、次で斯かる濫用を防止す

る必要とその手段との考察に入る。水界資源の非無限性の事實並びにその認識は、水界資源の現在利益と將來利益との矛盾並びにその認識を生む。禁漁制度存在の目的は、斯かる矛盾の調停又は平均にある。今これを漁業利益の現在及び將來平均の原則と名づけて置かう。

天然資源の現在利益と將來利益との平均の原則を實現するには、必ずしも國家權力の發動に俟つの要なし、といはれる。併し漁業に於ては他の産業部門に於けるとは異り、その自然的生産要素たる水界資源につきて未だ一般的には個人的所有の制度が成立してゐない。農業に於てはその自然的生産要素たる土地につきて私有制度が樹立せられて居り、従つて土地生産性の維持は土地所有者又は土地耕作者の利己心によつて、或る程度まで、實現せられ得る。然るに漁業に於てはその自然的生産要素たる水界（漁場）は、一般に公共水面として、その上には私有の制度は認められず、従つて漁業者は各々無主物占擅の利を追求するものなる

が故に、漁業者各個の自利心の發現によつて自然的に水界一般の生産性の保持せらるゝことは、必ずしも容易ではない。唯、特別な場合、例へば一定漁場に於ける漁業を獨占するが如き場合には、或る程度まで（即ち獨占利益の極限大と一致する範圍に於て）、却つて水界生産性の保持が企てらるゝことがあるが、一般的には、水界生産性の保持を漁業者各個の自利心の發現に求むることは、漁業に於ける自然的生産要素の私有制ならざる點より見て、殊に困難なることが認められるのである。今假りに一步を讓つて、漁業者各個の自覺によつて、その顧慮なき自利追求の上に自ら制限が加へられ、水界生産性の保持が企てらるゝとしても、自然的生産要素につきて私有制の確立したる他の産業部門に於けると同様に、斯かる制限には自ら限度がある。即ち漁業者各個の自利心發現による水界資源の保持は、現在財と將來財との價值時差觀に基きて平均利子率（平均割引率）の限度を超え難いであらう。然るに永久的の生命を有する國家は、自然資源生産性の

現在と將來に對して、一個人の意識するよりも遙に大なる平均を意識することを得、従つて國家に於て始めて、永久的利益の考慮より漁業者各個の自由なる漁撈に或る程度の抑制を加ふるの必要と、その目的實現の可能とが、見出されるのである。

更らに國家が禁漁的施設によつて達成せむとする目的は、漁業者をして漁業利益を享受する機會を均等ならしめんとするに在る。公共水面に於ける漁業的利益は漁業者各個の自利追求の活動に開放せられたるものにして、故に若しもその漁期・漁場・漁具・漁法に於て漁業者各個の恣意的自由が無制限に許さるゝに於ては、水界資源の共有・共益の事實とその觀念とに悖り、一人の大利が全體の不利を生ずる結果に陥る。少數者の利益と全體の利益との矛盾・衝突は、漁撈力の發展に伴ふて激烈の度を増す。國家は國民全體の利益を體得し、漁業者全般の利益を考慮して、全體の不利を導くが如き漁業活動に一定の制限を加へる。今假りに禁漁制度のこの目的を漁業利益の機會均等の原則と名附け

て置かう。漁業利益の機會均等の原則は、海洋漁業に於て特に著しく作用せしめられる。蓋、漁具漁法は甚しく複雑多岐にして、漁業經營の規模一様ならざるに由る。即ち、近代的大規模漁業組織の發達が沿岸小規模漁業組織の存立を危くする傾向見ゆるに至り、國家は小規模漁業者保護の目的を以て、大規模漁業者の完全なる自由活動に一定の制限を加へる。禁漁制度の存在理由は又斯かる社會政策的の意義に存する。

國家が水界生産性を維持し、國民の漁業的利益を永久的且つ普遍的ならしむるために、國民の漁業的活動を禁制する方法は、その故に、水界資源と漁撈力との比例關係の異なるに従つて異り、又禁漁制度の社會的・國民經濟的意義も、社會的漁撈力の發展に伴つて異なる。斯かる方面に關する研究は、漁業政策の歴史的發展の跡を尋ぬるによつて試みやうと思ふ。

禁漁制度の經濟政策的目的は、略と上述の如くであるが、この目的を實現するために採用せらるゝ手段として如何なる施設があるか。